別表第二中五十五の項を六十九の項とし、三十九の項から五十四の項までを十四項ずつ繰り下げ、三十八の項を五十一の項とし、同項の次に次のように加える。

五十二　厚生労働大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		

別表第二の三十七の項を同表の四十九の項とし、同項の次に次のように加える。

五十　厚生労働大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
歯科技工士法による歯科技工士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		

別表第二中三十六の項を削り、三十五の項を四十八の項とし、三十二の項から三十四の項までを十三項ずつ繰り下げ、三十一の項を四十二の項とし、同項の次に次のように加える。

四十三　厚生労働大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
診療放射線技師法による診療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		

別表第二中三十の項を四十一の項とし、二十二の項から二十九の項までを十一項ずつ繰り下げ、二十一の項を削り、二十の項を三十二の項とし、十九の項を二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

四十四　日本税理士会連合会	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
税理士法による税理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの		
二十七　厚生労働大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
医師法による医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		
二十八　厚生労働大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
歯科医師法による歯科医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		
二十九　厚生労働大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
保健師助産師看護師法による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		
三十　都道府県知事	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		
三十一　厚生労働大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
歯科衛生士法による歯科衛生士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		

別表第二中十八の項を二十五の項とし、十七の項を二十四の項とし、十六の三の項を二十三の項とし、十六の二の項を二十二の項とし、十六の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

十九　厚生労働大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		
二十　都道府県知事	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
栄養士法による栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		
二十一　厚生労働大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの		

別表第二中十五の項を十七の項とし、九の項から十四の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十　都道府県知事	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの		

別表第二の七の二の項を同表の八の項とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第十二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の規定による特定公的給付の指定に関すること。

第十三条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の三を削る。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第十四条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号イ及びハ中「第十三号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第十六号イ」を「第十七号イ」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の規定による特定公的給付の指定に関すること。